

かのや
鹿児島県鹿屋市

令和元年度「地域おこし協力隊」募集要項

鹿児島県鹿屋市について

鹿児島県は九州の南端に位置し、薩摩半島・大隅半島の2つの半島と多くの離島から構成される人口約163万人が暮らす地域です。鹿屋市は鹿児島県東部に位置する大隅半島のほぼ中央に位置し、大隅地域の交通・産業・経済・文化の拠点となっています。

市の北部には日本の自然百選にも選ばれている壮大な高隈山系が連なり、西部は、鹿児島湾(錦江湾)に面して美しい海岸線が見られ、南部は、神代三山陵の1つである吾平山上陵を有する山林地帯となっております。

平均気温17.3℃、年間降水量2,350ミリと1年を通じて温暖な気候や豊かな自然環境のもと、第1次産業を基幹産業として全国でも有数の食料供給基地を形成するとともに、日本最大級の『かのやばら園』や国立大学法人鹿屋体育大学などの施設も集積しています。

ひとが元気！まちが元気！「未来につながる健康都市 かのや」

『ひと』と『まち』が元気であることを基本とし、鹿屋市の明るい未来づくりのため、市民一人ひとりがぬくもりと豊かさを実感できる『健康都市 かのや』を目指して、鹿屋市民と協働して地域づくりに取り組んでいただける方を募集します。

1 募集する隊員の業種・人数

鹿屋の情報発信に関する活動(観光PRレポーター) 1名

- ・観光情報の発信・PR活動、観光資源の調査・情報収集
- ・鹿屋市観光協会事業への協力
- ・観光・物産振興事業の企画・実施及び観光施設等を活用した集客促進 など

◎このような人材を求めています！

- ・SNSでの情報発信や、TV・イベント等でのPR活動を積極的に行える方

2 待遇・雇用条件等

雇用形態	鹿屋市の非常勤一般職員(嘱託職員)として鹿屋市長が任用します。 ※地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、2020年4月から雇用形態を変更する場合があります。
雇用期間	採用日から2020年3月31日まで(年度ごと更新、最長2022年3月31日まで) ※地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任期中であってもその職を解くことができるものとします。
給与	月額175,000円(社会保険料等自己負担分を含む・賞与なし)

活動地域	鹿児島県鹿屋市内
勤務時間	8:30-17:00(12:00-13:00は休憩時間) ※週 37 時間 30 分、時間外・休日勤務は原則として振替勤務とします。
休日等	原則として土・日曜日、祝日、年末年始
手当等	通勤手当あり(2 km 以上、上限月額 3,000 円)
社会保険	健康保険、雇用保険、厚生年金に加入します。
住居等	住居にかかる家賃は市が予算の範囲内で負担します(引越し費用・家財保険・光熱水費等は自己負担)。
その他	活動に必要な車輛やパソコン等は市が準備します(私生活での使用はできません)。 ※なお、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき、2020 年 4 月から会計年度任用の非常勤嘱託職員(一般職)での任用となった場合は、待遇・福利厚生の内容に変更が生じる場合があります。あらかじめご了承ください。

3 応募資格 次の条件をすべて満たす方とします。

- (1) 年齢 20 歳以上の方(2019 年 4 月 1 日現在)
- (2) 3 大都市圏^{*1}及び 3 大都市圏外の都市地域^{*2・*3}に在住の方で、住民票を鹿屋市に異動することができる方で活動終了後、起業・就業し、定住する意思のある方
- (3) 普通自動車運転免許を取得している方
- (4) Word、Excel、インターネットの基本的なパソコン操作ができる方
- (5) 地域になじむ意欲があり、心身ともに健康で、熱意を持って地域活動に取り組める方
- (6) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項^{*4}に該当しない方
 - ・ 3 大都市圏^{*1}: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいう。
 - ・ 都市地域^{*2}: 「過疎、山村、離島、半島等の地域」に該当しない市町村をいう。
 - ・ 過疎、山村、離島、半島等の地域^{*3}: 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域を有する市町村をいう。
 - ・ 欠格条項^{*4}: 成年被後見人又は被保佐人、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 等

4 応募手続き

- (1) 募集・応募期間 令和元年 8 月 30 日(金)17:00 まで
※期間経過後も状況に応じて随時対応いたします。
- (2) 提出書類 応募申請書に必要事項を記載の上、履歴書(市販のもので可)・職務経歴書(様式任意)と住民票を添付して下記まで郵送若しくは持参して下さい。
※提出書類はお返ししませんのであらかじめご了承ください。

5 選考方法 書類及び面接による選考を行います。

(1) 第1次選考

書類選考のうえ、結果を応募者全員に文書で通知します。

注) 応募用紙の記載内容で書類選考を行いますので、できるだけ詳しく記載してください。

(2) 第2次選考

① 第1次選考合格者を対象に面接による審査を行います。

日時等の詳細は、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。

※原則として面接のために要する交通費等は自己負担となります。

② 選考結果（最終）は、第2次選考受験者全員に文書で通知します。

6 応募・問い合わせ先

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町 20-1

鹿屋市役所 市長公室 地域活力推進課

電話：0994-31-1147 FAX：0994-42-2001

E-mail：chiiki@e-kanoya.net

※業務内容に関する詳しい説明などお聞きになりたい場合は、担当部署からご連絡いたしますので、ご遠慮なくお問い合わせください。